

申告案内の通知

芳賀町では、申告の案内を全世帯に通知しています。

1世帯に対して1通でお知らせしていますので、家族で確認をして次の「確定申告が必要となるケース」を参考に申告をしてください（給与所得のみで、勤務先で年末調整が完了し、次に該当しない場合などは、申告の必要はありません）。

申告が必要かどうか分からない場合には、税務課までお問い合わせください。

⚠ 全世帯に対する申告の通知は、今年で最後になります。

確定申告が必要となるケース ※内容によっては税務署対応になります。

収入	事業所得がある場合	営業、農業に関する所得 保険の外交員収入 集金人、検針員、コンパニオンなど源泉徴収されない収入
	給与・年金を2カ所以上からもらっている場合	年の途中で退職し、年内に再就職したが、年末調整で合算していない場合 年の途中で退職し、年末調整を行っていない場合 給与と年金をあわせてもらっている場合
	土地・建物を貸している場合	土地・建物の賃借料、農地貸付による小作料など
	土地・建物、株式を売った場合	土地の取用、土地の売却、株式の売買があった場合…税務署対応になります
	給与・年金以外にその他の収入がある場合	保険の満期返戻金、個人年金、シルバー人材センター配分金
	収入がない場合 【被扶養者のケースも含みます】	国民健康保険・後期高齢者医療保険の世帯主 児童手当受給者、県営住宅入居者で所得に関する証明が必要になる場合
控除	医療費が多かったとき	平成22年1月から12月までに支払った医療費が、基準となる金額（10万円または所得の5%）を超えているとき、医療費控除の適用があります
	マイホームを建てたとき	平成22年中に居宅を新築し、平成22年内に入居した場合で、返済期間10年以上の住宅ローンを利用している場合、住宅借入金等特別控除の適用があります
	寄附をしたとき（2,000円以上）	県、市町村に寄附を行ったとき（ふるさと納税）→通常の控除のほか、特例控除があります 国、特定の団体に寄附を行ったとき→通常の控除のみです
	扶養家族に変更があった場合	年末調整のとき「扶養を取り忘れていた」「所得が多くて扶養の適用がなくなりました」「年末調整の後、子どもが生まれた」など

申告書の様式が変更になりました

今回の申告から、申告書の様式が変更になりました。

これまで添付書類は、申請書の裏面に貼り付けていましたが、今回から別紙の「添付書類台紙」に貼り付けて提出することになりましたので、ご注意ください。

様式はこちら



手書きで申告書を作成する場合は、源泉徴収票などの添付書類を貼付して提出する必要がありますが、e-Taxを利用することで、書類の添付を省略することができる場合もあります。

税務署からのお知らせ

【ネットでスマート！確定申告】

○便利なe-Taxをご利用ください○

e-Taxによる電子申告や、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅にいながら申告書の作成・提出（送信）が可能になります（「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成した場合、申告書の提出は、郵送または直接持参することになります）。

また、e-Taxでは、窓口閉庁時間以降も申告書の提出（送信）が可能です。

<利用可能時間>

所得税の確定申告期限の3月15日（火）までは、メンテナンス時間を除き、24時間e-Taxの利用が可能です。

詳しい内容は、
こちらまで

真岡税務署 TEL:0285-82-2115（音声による自動案内になります）
国税庁HP www.nta.go.jp
e-Tax・確定申告書等作成コーナー用ヘルプデスク電話番号
0570-015901 全国一律市内料金
03-5638-5171（PHSなどをご利用の場合） 通常通話料金

○休日も受付、相談を行います○

税務署でも、次の日程で休日受付をしていますので、ご利用ください。

日時：2月20日（日）、2月27日（日） 受付時間 9:00～16:00

場所：宇都宮市マロニエプラザ（真岡税務署管内でも、受け付けはこちらのみになります）

確定申告

期間 2月16日～3月15日

会場 役場2階大会議室

☎税務課 【028(677)6013】

平成22年中所得の確定申告が2月16日（水）から3月15日（火）までです。

それに合わせ、町税務課でも次のとおり、確定申告の相談会を実施します。

◆申告相談日程表

地区	月 日	午前の部 8:30～11:00受付	午後の部 13:00～16:00受付
主に南高地区	2月16日（水）	下原（西・中・東・西南）、平和、三田市、大久保	堀合、羽口、天寺、寺の内、青木、古谷（下高根沢）
	2月17日（木）	下中部、梶内、梶内西、行沢、天神、石塚	高田、宮田（東・西）、大川、西山根
	2月18日（金）	協和、東根、五ヶ東、山根、大塚、本田技研	谷津、みどりヶ丘、菅塚南、下原新町、三日市坂の上、殿山
	2月21日（月）	久津方、西秋場、芳南、池の尻、中坪	芳志戸、清水、中郷（芳志戸）、上岡（北・南）、金井、手彦子、飯島
	2月22日（火）	般若塚、八宿（上・下）、八新田、八（西・南・中）	八北、八ツ木の丘、稲荷沢、前畑、稲（協・宿・東・南・中）、新生
	2月23日（水）	給部（東・南・西・北）、杭之内、宮内、東中郷、梨木	唐桶、和泉、桜田、宿東、宿、唐桶の溜東
主に水橋地区	2月24日（木）	和泉台、明和、和泉ニュータウン（1・2・3）、牧場南	道上、茂栄坂（1・2・3班）、 免ノ内、大和田
	2月25日（金）	舟戸（東・西）、城下、峯下、金井島（上・下）	谷近、谷近東、西中郷、堀の内（上・下）、 長島（上・下）、清水沢、清水沢上、橋場（東・西）
	2月27日（日）	※休日受付日 受付時間 8:30～12:00	← 地区割は、ありませんが混雑が予想されます
	2月28日（月）	舟戸が丘、西法寺、光明台、大畑（東・新・西）、栄町（北・東・栄）	坊新田、萩田、台宿（一・中）、古谷（東高橋）
	3月1日（火）	大谷近、中塚田、新谷、前中、漆原、下塚田、中塚田新	入江、俵岡、双六、黒岡
	3月2日（水）	松下、治部内、天王寺、正生田、西新谷	大沖、関谷、近内、山崎、打越
主に祖母井地区	3月3日（木）	上横町（東・北）	上横町西、西町（上・下）、内町上
	3月4日（金）	内町下、代町（1・2・5区）	赤坂、上野原（東・西）
	3月6日（日）	※休日受付日 受付時間 8:30～12:00	← 地区割は、ありませんが混雑が予想されます
	3月7日（月）	二子塚、丸子苑、幸町、赤坂団地、サンコーポラス芳賀、 県営祖母井住宅、みなみ町、祖母井南（3区東・3区西・4区）	谷中、谷中西、南郷
	3月8日（火）	下南郷、新田、坂の上、下町	宿上、上新田、社后、緑町、谷中東
	3月9日（水）	大島（北・南）、上中郷、中郷（上延生）	塩の目、天神延生、上郷
予備日	3月10日（木）	上郷（西・東・南）、城興寺	下郷、下郷（東・南・元）、与能一
	3月11日（金）	与能（二・三）	与能（下・下中・下東）
	3月14日（月）	上記の日に納税相談に来られなかった人	
	3月15日（火）		

※できるだけ日程表のとおりご来場ください（予備日、日曜日は混雑が予想されます）。

どうしても都合がつかない場合には、都合の良い日にご来場ください。

申告するときに必要なもの

◇申告用紙（税務署から送付されている人のみ）

◇源泉徴収票（給与・年金など）

◇営業・農業所得などの収支内訳書（収入・支出のわかる領収書など）

◇各種控除を受けるための証明書（医療費の領収書、年金・健康保険の支払証明書など）

◇印鑑（認め印で可）

◇口座番号の分かるもの（申告者名義の口座）

お願いします「事前の準備」

スムーズに受け付けができるよう、自書による申告書の提出・収支内訳書の作成・領収書など書類の整理をお願いします。事前の集計が済んでいない場合、申告に時間がかかり混雑の原因となります。ご協力をお願いします。また、必要な書類がない場合は受け付けできない場合があります。

所得税などの申告・納期限

◆【所得税・贈与税】 申告期間 2月16日（水）～3月15日（火）
納期限 3月15日（火）（口座振替日：4月22日（金））

◆【消費税】 納期限 3月31日（木）（口座振替日：4月27日（水））